

## 平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付規程

社団法人 全国都市清掃会議

## （通則）

第 1 条 平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

## （目的）

第 2 条 この規程は、環境大臣が定めた平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付要綱第 3 条の規定に基づき、社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）が補助金の交付を行う事業（以下「補助事業」という。）の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

## （定義）

第 3 条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車をいう。
- 二 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関及び補助機関（電動機又は油圧モーターに限る。）を原動機として搭載した検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）のうち、走行条件に応じて当該補助機関の出力を利用する機構を有するものをいう。
- 三 「天然ガス自動車」とは、圧縮天然ガスを原動機の燃料として用いる検査済自動車をいう。
- 四 「廃棄物運搬者」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）並びに同法に基づく政令及び省令の規定に基づき、同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準、同法第 12 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第 12 条の 2 第 1 項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準（以下「廃棄物処理基準」という。）が適用される次に掲げる者をいう。
  - イ 廃掃法の規定に基づき一般廃棄物又は産業廃棄物の運搬を行う地方公共団体
  - ロ 廃掃法の規定に基づきイに掲げる地方公共団体の委託を受けて一般廃棄物の運搬を行う者
  - ハ 廃掃法の規定に基づく許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物収集運

搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者

ニ 廃掃法第9条の8第1項（一般廃棄物の再生利用に係る特例）、第9条の9第1項（一般廃棄物の広域的処理に係る特例）、第9条の10第1項（一般廃棄物の無害化処理に係る特例）、第15条の4の2第1項（産業廃棄物の再生利用に係る特例）、第15条の4の3第1項（産業廃棄物の広域的処理に係る特例）又は第15条の4の4第1項（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）の認定を受けた者

五 「自動車リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しを業とする者をいう。

六 「廃棄物運搬車」とは、廃棄物運搬者が廃掃法の規定に基づく廃棄物の運搬の用に供し、かつ、廃棄物処理基準のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第1号ハに規定する基準に適合する自動車であって、次のいずれかを満たすものをいう。

イ その用途が特種用途自動車であり、かつ、その車体の形状が塵芥車又は糞尿車であるもの

ロ その用途が貨物自動車であるもの

（交付対象者、補助対象経費及び補助率）

第4条 全都清は、廃棄物運搬者が行い、又は自動車リース事業者が廃棄物運搬者にリースする目的で行う次世代自動車（廃棄物運搬車に限る。以下同じ。）の導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象として全都清が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとする。

（補助金の交付額）

第5条 前条第1項に掲げる次世代自動車の導入に要する経費に係る補助金交付額は、別表2のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に全都清が指定する日までに、様式第1-1による補助金交付申請書（申請に係る次世代自動車の初度登録を平成21年4月10日から平成22年3月31日（全都清が別に定める場合はその定める日）までの間にした申請者（以下「初度登録済申請者」という。）にあっては様式第1-2による補助金交付申請書兼実績報告書）を全都清に提出しなければならない。

2 申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

一 別表3の申請要件を満たしていること。

二 申請は、次世代自動車の1台ごとに行われていること。

- 三 別表 4 に定める書類が添付されていること。
- 四 補助金の交付を申請する事業及びその支払いが、当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度末の 2 月 20 日までに完了する見込みであること（初度登録済申請者による申請の場合を除く。）。
- 五 国の他の補助金と重複して申請していないこと。
- 六 次世代自動車をクレジット契約等により導入しようとする申請にあつては、当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の 2 月 20 日までに所有権が申請者本人に変更されること（初度登録済申請者による申請の場合を除く。）。
- 七 補助対象経費の支払が手形によるものではないこと。

（交付の決定等）

- 第 7 条 全都清は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、様式第 2-1 による補助金交付決定通知書（初度登録済申請者にあつては様式第 2-2 による補助金交付決定通知書兼確定通知書）により申請者に通知するものとする。この場合において、全都清は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 2 全都清は、第 1 項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。
  - 3 第 1 項の規定により通知を受けた初度登録済申請者については、次条から第 14 条までの規定は適用しないものとする。

（申請の取下げ）

- 第 8 条 申請者は、前条第 1 項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に様式第 3 による補助金交付申請取下書を全都清に提出しなければならない。

（契約等）

- 第 9 条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

（計画変更の承認等）

- 第 10 条 補助事業者は、補助事業について次の各号のいずれかに該当するときは、あらか

じめ様式第 4 による計画変更承認申請書を全都清に提出し、様式第 5 による計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。
  - 二 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
  - 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 全都清は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 6 による遅延等報告書を全都清に提出し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第 12 条 補助事業者は、全都清が必要と認めて要求したときは、様式第 7 による実施状況報告書を全都清が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払い完了又は補助対象車両の登録のいずれか遅い日をもって補助事業の完了とし、第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して 30 日後の日又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の 2 月 25 日のいずれか早い日までに、様式第 8 による実績報告書を全都清に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しなかった場合は、翌会計年度の 4 月 10 日までに様式第 9 による年度末実績報告書を全都清に提出しなければならない。
- 3 前二項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ全都清の承認を受けなければならない。
- 4 第 1 項の実績報告に必要な添付書類は別表 5 に定める。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 全都清は、前条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 10 条第 1 項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10

による補助金の額の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 全都清は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に期限を付してその額を超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を全都清に納付しなければならない。

#### (補助金の支払)

第 15 条 全都清は、第 14 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後（初度登録済申請者による申請に係る補助金にあつては第 7 条第 1 項の規定による通知の後）、環境大臣から当該事業に係る補助金の交付を受けたときは、遅延なく申請者に補助金を支払うものとする。

- 2 全都清は、前項の規定により補助事業者へ補助金の支払いをするときは、申請者の提出した実績報告書（申請者が初度登録済申請者である場合はその提出した補助金交付申請書兼実績報告書）に記載された補助金の支払先に補助金額を振り込むものとする。

#### (交付決定の取消し等)

第 16 条 全都清は、第 10 条第 1 項第 3 号の規定による計画変更等の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第 7 条第 1 項の規定による決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく全都清の処分若しくは指示に違反した場合。
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- 三 補助事業者が、事業に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 前項の規定は、第 14 条第 1 項に規定する補助金の額の確定があつた後においても適用する。
- 3 全都清は、第 1 項に基づく取消しをしたときには、様式第 11 による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- 4 全都清は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第 12 による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じる。
- 5 全都清は、第 4 項の返還を命じる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その

一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき  
年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 6 補助事業者は、第 4 項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 第 4 項の規定に基づく補助金の返還については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第 13 による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、その写しを第 13 条第 1 項に定める実績報告書（初度登録済申請者にあつては第 6 条第 1 項に定める補助金交付申請書兼実績報告書）に添付して提出するものとする。
- 3 全都清は、本規程に準じた自動車低公害化推進事業費補助事業管理規程を作成して補助事業者へ通知し、取得財産等の適正な管理を促すものとする。

(財産処分の制限等)

第 18 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、次世代自動車とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数の期間のとおりとする。
- 3 補助事業者は前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号）に準じる場所により申請書を全都清に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 4 全都清は、交付決定者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を全都清に納付させることができる。
- 5 第 4 項の納付については、第 14 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、会計帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(全都清による調査)

第20条 全都清は、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 補助事業者は、全都清が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(全都清によるデータ等の提供要請)

第21条 全都清は国の施策に基づき次世代自動車の普及促進を図るため、必要な範囲において補助事業者に対して同自動車の普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 補助事業者は、全都清が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(その他必要な事項)

第22条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、全都清が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成21年7月28日から適用する。

(別表 1)

## 補助対象経費の内訳及び補助率

補助対象経費	補助率
次世代自動車導入費 ハイブリッド自動車又は天然ガス自動車として設計・製造されたもの（初度登録済申請者以外の申請者が導入する場合にあつては、初度登録前のものに限る。）の車両本体価格又はリースによる導入に必要なリース経費の総額	定額

(別表 2)

## 補助金の交付額

交付対象者	補助対象経費	導入する次世代自動車		補助金の交付額
		種類	最大積載量	
地方公共団体 自動車リース事業者（地方公共団体に次世代自動車をリースする場合に限る。）	次世代自動車導入費	ハイブリッド自動車	4 トン未満	980 千円
			4 トン以上	2,750 千円
		天然ガス自動車	4 トン未満	980 千円
			4 トン以上	3,200 千円
地方公共団体以外の者 自動車リース事業者（地方公共団体以外の者に次世代自動車をリースする場合に限る。）	次世代自動車導入費	ハイブリッド自動車	4 トン未満	490 千円
			4 トン以上	1,375 千円
		天然ガス自動車	4 トン未満	490 千円
			4 トン以上	1,600 千円

備考 この表において「最大積載量」とは、架装前の状態における最大積載量をいうものとする

(別表 3)

## 補助金の申請要件

申請者の区分	補助対象経費	補助金の申請要件
廃棄物運搬者 のうち地方公 共団体である もの	次世代自動車 導入費	次の要件を満たすこと。 イ 初度登録前の車両であること（初度登録済申請者による申請の場合を除く。）。 ロ 廃棄物運搬車であること。 ハ 環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が主催する平成 21 年度のエコドライブコンテストの参加登録を行い、又は平成 22 年度のエコドライブコンテストの参加登録を行う見込みであること。
廃棄物運搬者 のうち地方公 共団体以外の 法人及び個人 事業者である もの並びに自 動車リース事 業者	次世代自動車 導入費	次に掲げる要件のうちイ及びロを満たすこと。ただし、申請者が自動車リース事業者である場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 イ 初度登録前の車両であること（初度登録済申請者による申請の場合を除く。）。 ロ 廃棄物運搬車であること。 ハ 月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。 ニ リースする廃棄物運搬者（地方公共団体に限る。）が環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が主催する平成 21 年度のエコドライブコンテストの参加登録を行い、又は平成 22 年度のエコドライブコンテストの参加登録を行う見込みであること。
廃棄物運搬者 のうち個人で あるもの	次世代自動車 導入費	次の要件を満たすこと。 イ 初度登録前の車両であること（初度登録済申請者による申請の場合を除く。）。 ロ 廃棄物運搬車であること。

(別表 4)

## 申請に必要な添付書類

申請者の区分	申請に必要な添付書類
廃棄物運搬者 のうち地方公 共団体である もの	イ 車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し（初度登録済申請者による申請の場合にあっては別表 5 中の該当する区分のイからトまでに規定する添付書類） ロ その他全都清が定めるもの
廃棄物運搬者 のうち地方公 共団体以外の 法人及び個人 事業者である もの並びに自 動車リース事 業者	イ 法人にあっては登記簿謄本、現在事項全部証明書等（発行から 3 ヶ月以内のもの）の写し、個人事業者にあっては直近の確定申告書 B 又は開設証明の写し ロ 第 3 条第 4 号ロに規定する者にあつては地方公共団体の委託に係る契約書の写し（委託に係る契約が未締結の場合にあっては、当該委託に係る入札において提示された仕様書の写し、落札通知書の写しその他の当該委託に係る契約を予定していることを示す書類の写し）、同号ハに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく許可に係る許可証の写し、第 3 条第 4 号ニに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく認定に係る認定証の写し（初度登録済申請者による申請の場合を除く。） ハ 車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し（初度登録済申請者による申請の場合にあっては別表 5 中の該当する区分のイからトまでに規定する添付書類） ニ 車両を貸与する目的で取得するものについては、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 2 項の規定に基づく許可に係る許可証の写し ホ その他全都清が定めるもの
廃棄物運搬者 のうち個人で あるもの	イ 車両購入の見積書又は注文書、契約書等の写し（初度登録済申請者による申請の場合にあっては別表 5 中の該当する区分のイ～へまでに規定する添付書類） ロ 第 3 条第 4 号ロに規定する者にあつては地方公共団体の委託に係る契約書の写し、同号ハに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく許可に係る許可証の写し、第 3 条第 4 号ニに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく認定に係る認定証の写し（初度登録済申請者による申請の場合を除く。） ハ その他全都清が定めるもの

(別表 5)

## 実績報告に必要な添付書類

申請者の区分	実績報告に必要な添付書類
廃棄物運搬者のうち地方公共団体、その他の法人及び個人事業者であるもの並びに自動車リース事業者	イ 自動車検査証の写し ロ 当該車両販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等 ハ 車両代金支払証憑の写し ニ 自動車リース事業者にあつては、自動車賃貸借契約書の写し ホ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 13）の写し ヘ 次に掲げる書類であつて、補助金の申請に係る次世代自動車が廃棄物運搬車であることを確認できるもの (1) 第 3 条第 4 号イに規定する地方公共団体にあつては当該車両販売会社との契約書のうち当該次世代自動車に係る仕様書の写し (2) 第 3 条第 4 号ロに規定する者にあつては地方公共団体の委託に係る契約書の写し (3) 第 3 条第 4 号ハに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく許可若しくは変更の許可に係る申請書及び許可証の写し又は変更の届出に係る届出書の写し (4) 第 3 条第 4 号ニに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく認定又は変更の認定に係る申請書及び認定証の写し (5) 自動車リース事業者にあつてはリースする廃棄物運搬者に係る(1)から(4)までのいずれかの書類（(1)の書類にあつては、当該次世代自動車に係る仕様書の写し） ト その他全都清が定めるもの
廃棄物運搬者のうち個人であるもの	イ 自動車検査証の写し ロ 当該車両販売会社との契約書の写し、注文書の写し又は請求書の写し等 ハ 車両代金支払証憑の写し ニ 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 13）の写し ホ 次に掲げる書類であつて、補助金の申請に係る次世代自動車が廃棄物運搬車であることを確認できるもの (1) 第 3 条第 4 号ロに規定する者にあつては地方公共団体の委託に係る契約書の写し (2) 第 3 条第 4 号ハに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく許可若しくは変更の許可に係る申請書及び許可証の写し又は変更の届出に係る届出書の写し (3) 第 3 条第 4 号ニに規定する者にあつては廃掃法の規定に基づく認定又は変更の認定に係る申請書及び認定証の写し ヘ その他全都清が定めるもの

## 備考

- (1) 車両代金支払証憑の写しは、申請者宛ての領収証（購入者が受け取ったものの写し）、又は銀行振込等で領収証のないものについては銀行発行の振込証明書（振込金受取書等の写し）等とする。
- (2) 車両代金支払証憑の写しには、次のものを含む。
  - イ 代金を補助対象経費以外のものと区分けせずに支払った場合は、支払証憑とは別に内訳明細表
  - ロ 申請者が車両代金の支払のため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証であつて、申請者名が明記され、当該申請車両代金の支払が確認できるもの
  - ハ コンピュータによる振込の場合には、領収証又は銀行発行の振込受託書の写しであつて、振込完了が明記されているもの



(様式第 1-1)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)

補助金交付申請書

全都清記入欄：管理 No.

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議

会 長

殿

(○で囲む) イ 地方公共団体 ロ 自動車リース事業者 ハ イ及びロ以外の法人 ニ 個人事業者 ホ 個人	〒 住所  氏名又は名称 及び代表者名	実印
---	---------------------------------	----

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請番号	No.	(同一の申請者が複数の申請を行う場合は、通し番号を記入)	
導入する事業所の名称 (個人事業者及び個人の場合は申請者名)	(自動車検査証あるいは標識交付証明書の使用人名、リースの場合は所有者名)		
導入する事業所の所在地 (個人事業者及び個人の場合は申請者住所)	〒	(自動車検査証あるいは標識交付証明書の使用の本拠の位置。リースの場合は、使用者の使用本拠の位置)	
廃棄物運搬者の種類 (リースの場合は使用者)	交付規程第 3 条第 4 号イ～ニまでのうち次に該当。 イ ロ ハ ニ (○で囲む)		
補助対象車両	車名	メーカー名：	車名：
	型式		
補助金交付申請額	万円		
車両登録予定日	平成 年 月 日 ( 曜日)		
補助事業完了予定日	平成 年 月 日 ( 曜日)		
確認	右記項目確認後「はい」に○印を記入	本車両に対して、本補助金以外に国からの補助金を申請又は受けていない。	はい
		本車両は、交付規程第 3 条第 6 号に規定する廃棄物運搬車である。	はい

捨印

- (注) 1. 車両 1 台につき、1 枚の申請書を作成してください。  
2. 交付規程別表 4 に規定する書類を添付してください。  
3. 本申請書に記載された個人情報、全都清の個人情報保護方針に基づき取扱いをいたします。

※ 本申請書についての問合せ先 (書類内容が解る方の連絡先)

担当者	氏名：
	所属、役職等：
	住所：
	TEL： - - - - - 、FAX： - - - - -

全都清記入欄		

(様式第 1-2)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
補助金交付申請書兼実績報告書

全都清記入欄：管理 No.

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議

会 長

殿

(○で囲む) イ 地方公共団体 ロ 自動車リース事業者 ハ イ及びロ以外の法人 ニ 個人事業者 ホ 個人	〒 住所  氏名又は名称 及び代表者名	実印

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程 (以下「交付規程」という。) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請し、報告します。

記

申請番号	No.	(同一の申請者が複数の申請を行う場合は、通し番号を記入)	
導入する事業所の名称 (個人事業者及び個人の場合は申請者名)	(自動車検査証あるいは標識交付証明書の使用人名、リースの場合は所有者名) (リースのみ) 使用者:		
導入する事業所の所在地 (個人事業者及び個人の場合は申請者住所)	〒	(自動車検査証あるいは標識交付証明書の使用の本拠の位置。リースの場合は、使用者の使用本拠の位置)	
廃棄物運搬者の種類 (リースの場合は使用者)	交付規程第 3 条第 4 号イ～ニまでのうち次に該当。 イ ロ ハ ニ (○で囲む)		
補助対象車両	車名	メーカー名:	車名:
	型式		
補助金交付申請額			万円
車両登録日	平成 年 月 日 ( 曜日)		
車両登録ナンバー		車台番号	
確認	右記項目確認後「はい」に○印を記入	本車両に対して、本補助金以外に国からの補助金を申請又は受けていない。 本車両は、交付規程第 3 条第 6 号に規定する廃棄物運搬車である。	はい はい
補助金振込先	別紙のとおり。		

捨印

- (注) 1. 車両 1 台につき、1 枚の申請書を作成してください。  
2. 交付規程別表 4 に規定する書類を添付してください。  
3. 本申請書に記載された個人情報は、全都清の個人情報保護方針に基づき取扱いをいたします。

※ 本申請書についての問合せ先 (書類内容が解る方の連絡先)
担当者 氏名: -
所屬、役職等:
住所:
TEL: - - - - - FAX: - - - - -

全都清記入欄		



(様式第 2-1)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 住所 〒  
名称  
(代表者) 殿

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長 印

平成 年 月 日付けで交付申請 (当該補助金交付申請書の申請番号 No. ) があった補助金については、審査の結果、環境省からの平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付要綱第 3 条に基づき国庫補助金から、下記のとおり交付することに決定したので、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

なお、実績報告書は車両登録 (届出) の完了及び支払いの完了後 30 日後の日又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度末の 2 月 25 日のいずれか早い日までに、提出して下さい。

記

補助金交付決定番号	第 号
導入事業所の名称	
補助金交付決定額	金 円
特記事項	

(注) 補助金交付決定額は、申請書に基づく審査による補助金交付額です。実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき確定します。

(様式第 2-2)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
交付決定通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 住所 〒  
名称  
(代表者)

殿

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長

印

平成 年 月 日付けで交付申請 (当該補助金交付申請書の申請番号 No. ) があった補助金については、審査の結果、環境省からの平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金から、下記のとおり交付することに決定しましたので、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

なお、補助金交付を受けた車両は、耐用年数期間中は、社団法人全国都市清掃会議の承認を得ずに処分 (補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け (リース用車両を除く。)、廃棄し、又は担保の用に供すること。) することはできません。

また、申請者又は申請者がリースする廃棄物運搬者が地方公共団体である場合は、環境省及び独立行政法人環境再生保全機構が主催する平成 21 年度又は平成 22 年度のエコドライブコンテストの参加登録を行うことが必要です。

記

補助金交付決定番号	第	号
導入事業所の名称		
補助金交付確定額	金	円
特記事項		

(様式第3)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
補助金交付申請取下書

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長

殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助金の交付申請を下記の理由により取り下げたいので、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 8 条の規定に基づき、提出します。

記

交付申請取下理由

(様式第4)

平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）  
計画変更承認申請書

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長

殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号 第 号  
補助金交付決定番号 第 号  
住所〒

氏名又は名称  
及び代表者名

実印

上記の補助交付決定番号をもって交付決定のあった補助事業を下記のとおり変更したいので平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付規程第10条第1項の規程に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由


(注)

- 既に交付決定を受けた補助金額の変更を伴う場合は、その旨も併せて記載すること。
- 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第5)

平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金(廃棄物運搬車)  
計画変更承認通知書

第 号  
年 月 日

補助事業者 住所 〒  
名称  
(代表者) 殿

社団法人 全国都市清掃会議  
会長 印

平成 年 月 日付けで申請があった補助事業の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしましたので、平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金(廃棄物運搬車)交付規程第10条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
-----------	-----

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

(様式第 6)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
遅延等報告書

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長

殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助事業の遅延等の状況について、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況：
2. 遅延等の原因及び内容：
3. 遅延等に対してとった措置：
4. 遅延等に係る金額：
5. 補助事業の遂行及び完了予定年月日： 平成 年 月 日

(様式第7)

平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）  
実施状況報告書

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議  
会長

殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助事業の実施状況について、平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助事業の収支状況

(様式第8)

平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金(廃棄物運搬車)

実績報告書

全都清記入欄:管理No.

平成 年 月 日

社団法人 全国都市清掃会議

会長

殿

(○で囲む) イ 地方公共団体 ロ 自動車リース事業者 ハ イ及びロ以外の法人 ニ 個人事業者 ホ 個人	交付申請書受理番号 第 号 補助金交付決定番号 第 号 〒 住所  氏名又は名称 及び代表者名	実印
---	---	----

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の交付決定通知を受けた補助事業の実績について、平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金(廃棄物運搬車)交付規程(以下「交付規程」という。)第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

導入する事業所の名称 (個人事業者及び個人の場合は申請者名)	(自動車検査証あるいは標識交付証明書の使用人名、リースの場合は所有者名) (リースのみ)使用者:
導入する事業所の所在地 (個人事業者及び個人の場合は申請者住所)	〒 (自動車検査証あるいは標識交付証明書の使用の本拠の位置。リースの場合は、使用者の仕様本拠の位置)
廃棄物運搬者の種類 (リースの場合は使用者)	交付規程第3条第4号イ~ニまでのうち次に該当。 イ ロ ハ ニ (○で囲む)
補助対象車両	車名: メーカー名: , 車名:
車台番号	型式:
車両登録日	平成 年 月 日 ( 曜日)
車両登録ナンバー	車台番号
確認	右記項目確認後「はい」に○印を記入
確認	本車両に対して、本補助金以外に国からの補助金を申請又は受けていない。 はい
確認	本車両は、交付規程第3条第6号に規定する廃棄物運搬車である。 はい
補助金額	補助金の額 万円 全都清 記入欄 交付決定額 万円 実績額 万円
補助金振込先	別紙のとおり。

捨印

- (注) 1. 車両1台につき、1枚の実績報告書を作成してください。  
2. 交付規程別表5に規定する書類を添付してください。  
3. 本実績報告書に記載された個人情報、全都清の個人情報保護方針に基づき取扱いをいたします。

※ 本申請書についての問合せ先(書類内容が解る方の連絡先)		全都清記入欄	
担当者	氏名:		
	所属、役職等:		
	住所:		
	TEL: - - , FAX: - -		

(別紙)

補助 金 振 込 先	フリガナ																			
	口座名義																			
金融機 関 名と店名		銀行	信金	信組	銀行コード				本店	支店	支店コード									
		その他 ( )							出張所											
口座番号	預金種目											口座番号 (右詰で記載)								
	普通 (総合)	当座	貯蓄	その他																

(様式第9)

平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）  
年度末実績報告書

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長

殿

(補助事業者)

交付申請書受理通知番号	第	号
補助金交付決定番号	第	号
住所〒		
氏名又は名称 及び代表者名		実印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助事業の実績について、平成21年度自動車低公害化推進事業費補助金（廃棄物運搬車）交付規程第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容

(イ) 補助事業の対象：

(ロ) 導入事業所の名称：

(ハ) 導入事業所の所在地：

2. 補助事業の実施状況

3. 補助事業の完了予定年月日： 平成 年 月 日

(様式第 10)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
確定通知書

第 号  
年 月 日

補助事業者 住所 〒  
名称  
(代表者) 殿

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長 印

環境省からの平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付要綱第 3 条に基づく国庫補助金から交付される自動車低公害化推進事業費補助金の額を平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
導入事業所の名称 及び所在地	
補助金の確定額	金 円
特記事項	

(様式第 11)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物対策車)  
交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

補助金交付決定番号 第 号  
補助事業者 住所 〒  
名称  
(代表者) 殿

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長

印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助事業について、  
下記の理由により当該補助金決定通知を取消しましたので、平成 21 年度自動車  
低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 16 条第 3 項の規定  
に基づき、通知します。

記

1. 取消理由

2. 取消金額

(様式第 12)

平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車)  
返還命令書

第 号  
年 月 日

補助金交付決定番号 第 号  
補助事業者 住所 〒  
名称  
(代表者) 殿

社団法人 全国都市清掃会議  
会 長 印

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった補助事業の補助金について、平成 21 年度自動車低公害化推進事業費補助金 (廃棄物運搬車) 交付規程第 16 条第 4 項の規定に基づき、下記により返還を命令します。

記

返還すべき補助金の額	円 (I. + II.)
I. 支払済補助金の額	円
II. 加算金の額	円
III. 返還期限	
IV. 返還命令の理由	
V. 振込先	口座名義 : 金融機関名 : 店 名 : 預金種目 : 口座番号 :

(様式第 13)

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表

区分 財産名	規格 (自動車 の場合は 型式)	数量	単価 (円) (税抜き)	金額 (円) (税抜き)	取得 年月日	耐用 年数 (年)	保管場所	補助 金額 (万円)	備考 (自動車の場合は自動車検査証又は 標識交付証明書の車両登録番号)

(注)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 複数件数でも、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は、分割して記載すること。

内部部局長  
各地方環境事務所長 殿

大臣官房会計課長  
(公印省略)

環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。第2条第3項に規定する補助事業者等にあつては、同法第22条に規定する環境大臣（同法第26条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成20年4月1日以降に申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1. 平成20年3月31日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
2. 既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成20年4月1日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
3. 補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
4. 内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。
5. 内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

## 環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

## 第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第22条の規定に基づく財産処分(補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。)の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

## 第2 承認の手続

## 1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣(適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長(以下「環境大臣等」という。))に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

## (注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。

## (注2) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

## 2. 申請手続の特例(包括承認事項)

次に掲げる財産処分(以下「包括的承認事項」という。)であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったものについては、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く。)

ア. 経過年数(補助目的のために事業を実施した年数をいう、以下同じ。)が10年以上である施設又は設備(以下「施設等」という。)について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの(以下「市町村合併」という。)

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)

(注3) 地域再生法(平成17年法律第24号)第22条の規定により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

### 第3 国庫納付に関する承認の基準

#### 1. 地方公共団体が行う財産処分

##### (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

##### ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

##### (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

#### 2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

##### (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

##### ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ(ア)から(エ)に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

##### (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

##### (3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、イ(ア)から(ウ)、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けずに当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

イ. 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを

通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

### 3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

(1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

## 第4 財産処分納付金の額

### 1. 有償譲渡又は有償貸付

(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合

#### ア. 財産処分納付金額

(ア) 地方公共団体が行う場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額、以下同じ。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用する場合

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

#### イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数納付金額」という。）を上限額とする。

(2) 残存年数納付金額とする場合

上記(1)以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

### 2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

### 3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。

環 境 大 臣  
殿

〇〇地方環境事務所長

補 助 事 業 者 名 印

〇〇施設等施設・設備整備費国庫補助金（\*1）により取得した△△施設  
に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2  
2条に基づき、次のとおりの処分について承認を求めます。

1 処分の種類 (該当するものに○)

( 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
		造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容					⑯処分予定年月日
⑰譲渡予定額 (譲渡の場合)	⑱評価額	⑲評価額の算出方法 (いずれかに○)			
円	円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金 (有 無)

・ →無の場合 (次の承認基準の第3 (国庫納付に関する承認基準) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1)→ ( イ(ア) イ(イ) イ(ウ) )

2 地方公共団体以外の者 (1)→ ( イ(ア)、イ(イ)、イ(ウ)、イ(エ)、ウ、エ、オ(ア)、オ(イ) )

・ →有の場合 (次の承認基準の第4の1 (有償譲渡又は有償貸付) の該当項目に○)

1 地方公共団体 (1) a、(1) b、(1) c、(2)

2 地方公共団体以外の者 (1) a、(1) b、(1) c、(2)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面 (国庫補助対象部分、面積を明記したもの) 及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し (保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

\*1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。
- (2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑮処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。  
例：〇〇施設を□□施設に転用。  
〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。  
〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。  
〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。  
〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。
- (4) 「⑯評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等（定率法、定額法又は不動産鑑定額）を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

〇〇〇 第 号  
平成 年 月 日

環 境 大 臣

殿

〇〇地方環境事務所長

補 助 事 業 者 名 印

〇〇施設等施設整備費国庫補助金（\*1）により取得した△△施設  
に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2  
2条に基づき、次の処分について報告します。

1 処分の種類 ( 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 )

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③施設名	④所在地		
⑤施設(設備)種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体		
		造	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
⑨国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑩国庫補助額全体	⑪総事業費	⑫国庫補助年度	⑬処分制限期間	⑭経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑮処分の内容				⑯処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)

- ・ 地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)
- ・ 地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・ 対象施設の図面(国庫補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されてない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

\* 1 「〇〇施設等施設整備費国庫補助金」や「国庫補助」等の表記は、補助金等の名称（負担金、交付金、委託費等）にあわせること。

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「⑤施設（設備）種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象施設（設備）名又は補助事業に係る施設（設備）名を記載すること。

(2) 「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：〇〇施設を□□施設に転用。

〇〇施設の一部を転用し、〇〇施設と□□施設に変更。

〇〇施設の余裕部分（〇〇室）を□□事業を行う場所に転用。

〇〇法人〇〇に譲渡し、同一事業で継続。

〇〇設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 間接補助事業については、施設設置者（間接補助事業者）からの財産処分報告書の写しを添付すること。

(3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

